

指針下の研究:結果通知後の注意事項

○多機関共同研究で一括審査を行う場合

研究代表者は、審査結果報告書等を各共同研究機関の研究責任者へ提供し、各共同研究機関の長から本研究の実施許可を取得するようご周知下さい。

○審査結果報告書・実施許可通知書

審査終了後、臨床研究申請システム上に作成されておりますのでご確認ください。

(倫理委員会事務局からは審査結果報告書・実施許可通知書を送付することはありません。)

研究開始にあたってのお願い

1. 研究開始時には必ず、最新の同意説明文書をご利用ください。

研究計画書等、ご申請頂いている内容に変更があった際には必ず「変更申請」を行ってください。

2. 研究終了後の試料・情報の保存について

「神戸大学大学院医学研究科等における研究データ等の保存期間等に関するガイドライン」より、当該研究活動に伴い発生または使用する、資料(文書、数値データ、画像等)、試料や装置等など、研究者が外部に発表した論文や発表等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものについては、原則、以下のとおり保存することになりましたので、廃棄することがないように、ご注意ください。

・情報(資料):当該研究成果の最終公表が行われた後 10 年間保存する。

・試料:当該研究成果の最終公表が行われた後 5 年間保存する。

※ただし、保存・保管が本質的に困難なもの(例:不安定物質、研究自体で消費されてしまう試料)や保存に多大なコストや膨大なスペースが必要なものはこの限りではありません。

3. 研究責任者の人事異動について

- ・医師の場合には「常勤の医師(教員以上)」、医師以外は「所属長が認めた常勤の者」となります。
- ・変更は、日数がかかることを考慮して早めの手続きが必要です。
- ・必ず退職前に審査を受けて頂く必要があります。
- ・人事異動を把握された際には必ず、研究者より倫理委員会事務局までご連絡頂きます様お願い致します。

これらは研究責任者の責務となりますので、ご対応頂きます様お願い申し上げます。

4. 結果通知書等委員会資料について

申請者への個別対応等は原則対応致しかねます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。